

50条2項の届出書の記入例

① 全般的注意事項

様式第十二号（第十九条関係）

(A4)

届 出 書

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

代表者又は、当該届出に係る  
場所が属する事務所の代表者

届出日を記入

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

~~国土交通大臣~~

大阪府知事 殿

仮称では受付できません。  
TELも必ず記入のこと。

商号又は名称

株式会社 建振エステート

~~国土交通大臣~~

免許証番号

大阪府 知事（ 1 ） 第 8888 号

代表者氏名

代表取締役 大阪 建太

1 所在地	届出の対象となる案内所 展示会等の場所		名 称	河内長野市九日案内所	
			所在地	河内長野市九日市 3-988 電話番号 0729-99-XXXX	
2	業務の種別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介		
	業務の態様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理		
業務 の 内 容	取り扱う 宅地建物 の内容等	物件の 種類	売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称等 (商号又は名称) (株) 日本建設 国土交通大臣 <del>知事</del> ( 1 ) 第 8888 号		
			名 称	河内長野グリーンタウン	
	所 在 地	河内長野市九日市 3-999			
	宅 地	区画	敷地面積の合計	m <sup>2</sup>	物件 の概 要を記 載
	戸建住宅	50 戸	延べ面積の合計	10,000 m <sup>2</sup>	
	区分所有建物	戸	延べ面積の合計	m <sup>2</sup>	
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで					
4 専任の宅地建物取 引士 に関する事項	氏 名		登 録 番 号		
	宅 建 良 子 兵 庫 次 郎		(大阪) 900000 (兵庫) 776655		
		(株) 日本建設 国土交通大臣 (1) 第 9999 号		届出者に属する取引士でない場合は、 氏名の下に ( ) 書きで所属業者 の商号及び免許証番号を記入	

業務を開始する日の「10日  
前まで」に提出しなければ  
なりません。なお、期間は最長  
1年以内です。

重要

- ・届出をしようとする者が売主の場合は、その者を記載、また、共同で売主となる者がある場合は連名で記載
- ・届出をしようとする者が代理又は媒介しようとする者の場合は、取り扱う物件の売主業者について記載

② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外のもの

様式第十二号（第十九条関係）

(A4)

届 出 書

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

届出日を記入

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

~~国土交通大臣~~  
大阪府知事 殿

商号又は名称 株式会社 建振エステート

~~国土交通大臣~~

免許証番号 大阪府 知事（ 1 ）第 8888 号

代表者氏名 代表取締役 大阪 建太

1 所在地	届出の対象となる案内所 展示会等の場所		名 称	河内長野案内センター
			所在地	泉佐野市大木945-99 電話番号 0727-11-9876
2	業務の種別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介	
	業務の態様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理	
業務 の 内 容 等	取り扱う 宅地建物 の内容等	物件の 種別	(商号又は名称) (株) 日本建設 <del>国土交通大臣</del> 大阪府知事（ 1 ）第 8888 号	
			名 称	泉佐野ニュータウン
	所 在 地	泉佐野市大木945-99		
	区 画 数	50 区画 敷地面積の合計 15,000 m <sup>2</sup>		
	宅 戸	延べ面積の合計 m <sup>2</sup>		
	建 物 戸	延べ面積の合計 m <sup>2</sup>		
	3 業務を行う期間	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで		
4 専任の宅地建物取引士に関する事項	氏 名		登 録 番 号	
	宅 建 良 子		(大阪) 900000	

業務を開始する日の「10日前まで」に提出しなければなりません。期間は最長1年以内。⇒「特定のプロジェクト」を実施するような施設と考えられます。

【参考】

- 不特定の宅地建物を取り扱う場合は、広告宣伝のみの業務しかできない（届出は不要）。
- 当該場所において契約等を行う場合は、届出場所に属する事務所の長が行う。（代表権が与えられている者が置かれているような場合は、事務所として取り扱うことになる。具体的には、特定の物件の案内、申込み等を行う場所や、特定のプロジェクトを実施するための現地出張所等がこれに該当します。）
- 標識掲示：業者票（様式第10号） ○クーリング・オフ：適用除外

③ 一団の宅地建物の分譲を案内所を設置して行う場合の案内  
様式第十二号（第十九条関係）

(A4)

届 出 書

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

届出日を記入

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

~~国土交通大臣~~  
大阪府知事 殿

商号又は名称 株式会社 建振エステート

~~国土交通大臣~~

免許証番号 大阪府 知事（ 1 ） 第 8888 号

代表者氏名 代表取締役 大阪 建太

1 所在地	届出の対象となる案内所 展示会等の場所		名 称	まきのヒマワリタウン 販売センター		共同売主の 場合は、売 主欄に全て 列記。その 場合業務の 種別に「代 理」等も該 当する場合 が多い。	
			所在地	枚方市牧野坂〇〇番地 電話番号 0729-			
2	業務の種別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介				
	業務の態様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理				
業 務 の 内 容	取り扱う 宅地建物 物件	売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称等		(商号又は名称) (株) 建振エステート <del>国土交通大臣</del> 大阪府知事（ 1 ） 第 8888 号			
		名 称	まきのヒマワリタウン				
	所 在 地	河内長野市九日市 3-999					
	宅 地	区画	10区画(戸)以上あるか確認 敷地面積の㎡ III				
	戸 建 住 宅	40 戸	延べ面積の合計		4,500 ㎡		
	区分所有建物	戸	延べ面積の合計		㎡		
3 業務を行う期間		令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで					
4 専任の宅地建物取 引士に関する事項	氏 名	登 録 番 号					
	宅 建 良 子	(大阪) 900000					
共同で案内所を設置する場合は、いずれかの宅建業者から専任宅地建物 取引士を選任することも可。なお、届出者に属する宅地建物取引士でない 場合は、氏名の下に( )書きで所属業者の商号及び免許証番号を記入し てください。(次ページの記入例を参照)							

【参考】

○モデルルーム、モデルハウス、駅前案内所等を含むものとし、継続的に業務を行うことが施設を有するか否かを問わない。

\*一団の宅地建物の分譲・・・10区画以上の一団の宅地または10戸以上の一団の建物の分譲をいいます。

○標識掲示：業者票（様式第10号） ○クーリング・オフ：土地に定着している案内所は、適用除外

④ 一団の宅地建物の分譲の代理、媒介するにあたっての、案内所

様式第十二号（第十九条関係）

(A4)

届 出 書

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

届出日を記入

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

~~国土交通大臣~~  
大阪府知事 殿

商号又は名称 建築振興不動産(株)  
~~国土交通大臣~~  
免許証番号 大阪府 知事 ( 9 ) 第 999 号  
代表者氏名 大阪支店長 建築 太郎

該当するものすべて

1 所在地	届出の対象となる案内所 展示会等の場所	名 称	河内長野市十日市案内所		該当するものすべて
		所在地	河内長野市十日市 3-988		
			電話番号 0727-99-9999		
2	業務の種別	(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介			
	業務の態様	(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理			
業務 の内容 の 容	取り扱う 宅地建物 の内容等	物件の種	売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等		共同売主の場合は列記
			(商号又は名称) (株)日本建設 <del>国土交通大臣</del> 知事 ( 1 ) 第 9999 号		
	種	名 称	河内長野グリーンタウン		
		所 在 地	河内長野市九日市 3-988		
		宅 地	区画	敷地面積の合計	
		戸 建 住 宅	50 戸	延べ面積の合計 10,000 ㎡	
区分所有建物	戸	延べ面積の合計			
3 業務を行う期間		令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで			
4 専任の宅地建物取引士に関する事項	氏 名	宅 建 良 子 兵 庫 次 郎			
	登録番号	(大阪) 900000 (兵庫) 776655			

業務を開始する日の「10日前まで」に提出。期間は最長1年以内。

10区画(戸)以上あるか確認。継続した案内所であっても、継続(新規)の届出時に10区画(戸)未満となっていれば、届出は不要。

届出者に属する宅地建物取引士でない場合は、氏名の下に( )書きで所属業者の商号及び免許証番号を記入してください。

【参考】

○基本的には『③一団の宅地建物の分譲を案内所を設置して行う場合』と同様の施設となる。異なる点は、業務の種別が「代理」又は「媒介」であるという点である。

○標識掲示：業者票（様式第11号の2） ○クーリング・オフ：土地に定着している案内所は適用除外

⑤ 展示会その他これに類する催しを開催する場合の、開催場所  
様式第十二号（第十九条関係）

(A4)

届 出 書

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

届出日を記入

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

~~国土交通大臣~~  
大阪府知事 殿

商号又は名称 株式会社 建振エステート

~~国土交通大臣~~

免許証番号 大阪府 知事（ 1 ） 第 8888 号

代表者氏名 代表取締役 大阪 建太

1 所在地	届出の対象となる案内所 展示会等の場所		名 称	まきのヒマワリタウン	
			所在地	枚方市北香里3-3-33 北香会館900号室 電話番号 0729-99-9999	
2	業務の種別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介		
	業務の態様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理		
業務 の内 取り扱う 宅地建物 物件	売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称等		(商号又は名称) (株) 日本建設 <del>国土交通大臣</del> 大阪府知事（ 1 ） 第 9999 号		
	名 称		北香里グランドハイム		
	所 在 地		枚方市北香里 1-1-1		
	宅 地		区画 敷	10区画(戸)以上あるか確認	
	戸 建 住 宅		戸 延べ面積の合計	㎡	
	区分所有建物		100 戸 延べ面積の合計	20,000 ㎡	
3 業務を行う期間		令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで			
4 専任の宅地建物取 引士に関する事項		氏 名	登 録 番 号		
		宅 建 良 子	(大阪) 900000		
		業務形態により専任の宅地建物取引士の配置の要件が異なることに留意。			

【参考】

- 宅地建物の取引や媒介契約の申込みを行う不動産フェア、宅地建物の買替え・住替えの相談会、その他催しとして期間を限定して開催される場所となる。臨時的な場所であるので、テント張り等でも構わない。
- 専任取引主任者に関して、複数の業者がそれぞれ異なる物件を取扱う場合、各業者毎に専任取引主任者を配置しなければならない。共同で一つの物件を取扱う場合、いずれかの業者が1名配置すれば要件をみたす。
- 標識掲示：業者票（様式第10号） ○クーリング・オフ：場所が土地に定着する建物内の場合は適用除外

⑥ 届出事項に変更があった場合

様式第十二号（第十九条関係）

(A4)

届 出 書

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

届出日を記入

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

~~国土交通大臣~~  
大阪府知事 殿

商号又は名称 株式会社 建振エステート

~~国土交通大臣~~

免許証番号 大阪府 知事（ 1 ）第 8888 号

代表者氏名 大阪支店長 大阪 太郎

1 所在地	届出の対象となる案内所 展示会等の場所		名 称	河内長野市九日市案内所	
			所在地	河内長野市九日市 3-988 電話番号 0727-99-9999	
2	業務の種別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介		
	業務の態様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理		
業務 の 内 容 等	取り扱う 宅地建物 の内容等	物件の 内容等	売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称等		(商号又は名称) (株) 日本建設 <del>国土交通大臣</del> 知事（ 1 ）第 999 号
			変更届出時 に10区画 (戸)未満と なっているも 届出書は受 理する	河内長野グリーンタウン	
	河内長野市九日市 3-999				
	区画	敷地面積の合計		m <sup>2</sup>	
	戸建住宅	戸	延べ面積の合計	m <sup>2</sup>	
区分所有建物	(50 戸 9 戸)	延べ面積の合計	(10,000) 1,800 m <sup>2</sup>		
3	業務を行う期間		令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで		
4	専任の宅地建物取 引士に関する事項		氏 名	登 録 番 号	
			(宅 建 良 子) 兵 庫 次 郎 [ (株)日本建設 国土交通大臣 (1) 第9999号 ]	(大阪) 900000  (兵庫) 776655	

届出書には  
変更事項だ  
けでなく、す  
べてを記入。  
なお、変更  
事項は、変  
更前、変更  
後を2段書  
きにすること。

業務を行う期間は、  
当初の届出をした期  
間となる。変更時点  
から1年以内とはなら  
ない。

令和〇〇年〇〇月〇〇日、建振第〇〇—〇〇号受付分専任の宅地建物取引士の変更

前回の届出の「受付日」、「受付番号」、「変更の内容」を記入。